

若者のライフデザイン支援事業業務委託 仕様書（案）

第1 適用範囲

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が委託する「若者のライフデザイン支援事業業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2 趣旨・目的

若者自らが結婚や子育て等のライフデザインを思い描くことができるよう、結婚観や将来設計を具体的に考える機会や、結婚生活を含む将来への不安に応える学びの機会を提供し、各々の希望する結婚・子育てに対する前向きな意識の醸成を図る。

第3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守し行う。

- 1 長野県財務規則及び諸規則
- 2 契約書
- 3 その他関係法令及び通達

第4 委託業務

本業務の委託内容は、以下のとおりとする。なお、業務の実施にあたっては委託者と協議の上で進めること。

- 1 県内の大学生等を対象としたライフデザインセミナーの企画及び実施
 - (1) 大学等との事前調整
 - (2) 講義形式によるセミナーの実施
 - (3) 乳幼児触れ合い体験セミナーの実施
- 2 県内の若手社会人等を対象としたライフデザインセミナーの企画及び実施
 - (1) 企業等との事前調整
 - (2) 講義形式によるセミナーの実施
- 3 w e b サイト掲載用コンテンツの作成

第5 業務の詳細

- 1 県内の大学生等を対象としたライフデザインセミナー（以下「大学生等向けセミナー」という。）の企画及び実施
 - (1) 大学等との事前調整
 - ・県内にある全ての大学へ働きかけることにより、各大学等でできるだけ1回ずつ、年間計20回程度実施すること。
 - ・実施に当たっては会場、方法を含め、大学等と十分調整すること。
 - (2) 講義形式によるセミナーの実施
 - ア セミナーの内容
 - ・結婚や子育てに対する不安を払拭し、「結婚してよかった」「家族をつくるのが楽しみ」といったポジティブな意識を醸成するものとする。
 - ・プレコンセプションケアを含めた妊娠・出産に関する医学的知識、仕事との両立の考え方、結婚・子育てに対する費用感等トータルでライフデザインを考える機会を提供すること。（別紙参照）
 - ・「働くことと暮らすことの両立がキャリアアップにつながる」といった視点を踏まえ、様々な切り口から多様な選択肢があることを伝える工夫をすること。

イ 対象者

- ・対象は、長野県内の大学生、短大生、専門学校生等を中心とする若者とする。

ウ 方法

- ・より多くの若者に大学生等向けセミナーを受講する機会を提供するため、対面形式又はオンデマンド形式にて実施すること。なお、各回 90 分以上、定員 50 名を基本とする。
- ・参加者が互いに語り学び合うことを目的とした内容を組み入れること。
(例) ライフデザインシートの作成を行うワークショップ等
- ・ライフデザインを考えるための具体的なロールモデルから、自身の経験について話してもらい時間を設け、参加者が自分の家族以外の多様なライフデザインに接する機会を作ること。
- ・ロールモデルは選定理由等具体的に提案すること。
- ・大学生等向けセミナーの参加費は無料とすること。
- ・参加者を募集するための効率的かつ効果的な広報活動を行うこと。
- ・参加募集を広報するチラシデータを制作すること。

(3) 乳幼児触れ合い体験セミナーの実施

ア セミナーの内容

- ・乳幼児と触れ合う機会を設けることにより、こどもを生き育てることや家族を持つことに対する具体的なイメージを持てるようにすること。
- ・少なくとも最低 1 回は実施すること。

イ 対象者

- ・対象は、長野県内の大学生、短大生、専門学校生等とする。

ウ 方法

- ・参加者が、こどもを生き育てることや家族を持つことに対する具体的なイメージを持てるようにするために、乳幼児との触れ合い体験を組み込むこと。
(例) 地域の乳幼児親子の集まる子育て支援施設等での乳幼児との触れ合い体験等
- ・実施に当たっては、乳幼児の抱き方や施設等における行動の注意点を事前に参加者に周知するなど、乳幼児の安全を確保すること。

(4) 大学生等向けセミナーの実施後の取りまとめ

- ・参加者に対する大学生等向けセミナーに関するアンケート調査の実施・結果の集約を行うこと。なお、アンケート項目は事業実績等の指標となるため、必ず委託者と協議すること。
- ・アンケートについては紙媒体の配布に限らず、ウェブによる実施等も含めて、参加者がより回答しやすい方法を委託者と調整すること。

(5) その他

- ・大学生等セミナーの実施に当たって生じる費用は、全て委託料に含むものとする。

2 県内の若手社会人等を対象としたライフデザインセミナー（以下「若手社会人等向けセミナー」という。）の企画及び実施

(1) 企業等との事前調整

- ・県内の企業 200 社以上に働きかけることにより、年間計 40 回程度実施すること。なお、企業規模によっては商工会議所等で合同開催する等、より多くの企業が受講できるよう工夫

すること。

(2) 講義形式によるセミナーの実施

ア 内容

- ・結婚や子育てに対する不安を払拭し、「結婚してよかった」「家族をつくるのが楽しみ」といったポジティブな意識を醸成するものとする。
- ・プレコンセプションケアを含めた妊娠・出産に関する医学的知識、仕事との両立の考え方、結婚・子育てに対する費用感等トータルでライフデザインを考える機会を提供すること。(別紙参照)
- ・「働くことと暮らすことの両立がキャリアアップにつながる」といった視点を踏まえ、様々な切り口から多様な選択肢があることを伝える工夫をすること。

イ 対象者

- ・対象は、長野県内の10代から30代までの若手社会人とする。

ウ 方法

- ・若手社会人等向けセミナーは各回90分以上、定員30名を基本とし、日程及び会場については、実施企業等と調整すること。また、企業規模によっては商工会議所等とも協働し、複数社合同で開催すること。
- ・実施企業等との調整によっては、オンデマンド形式による実施も検討すること。
- ・参加者が互いに語り学び合うことを目的とした内容を組み入れること。
(例) ライフデザインシートの作成を行うワークショップ等
- ・ライフデザインを考えるための具体的なロールモデルから、自身の経験について話してもらう時間を設け、参加者が自分の家族以外の多様なライフデザインに接する機会を作ること。
- ・ロールモデルは選定理由等具体的に提案すること。
- ・若手社会人等向けセミナーの参加費は無料とすること。

(3) 若手社会人等向けセミナーの実施後の取りまとめ

- ・参加者に対する若手社会人等向けセミナーに関するアンケート調査の実施・結果の集約を行うこと。なお、アンケート項目は事業実績等の指標となるため、必ず委託者と協議すること。
- ・アンケートについては紙媒体の配布に限らず、ウェブによる実施等も含めて、参加者がより回答しやすい方法を委託者と調整すること。

(4) その他

- ・若手社会人等向けセミナーの実施に当たって生じる費用は、全て委託料に含むものとする。

3 web掲載用コンテンツ(以下「webコンテンツ」という。)の作成

(1) 業務の概要

- ・本事業の目的を広く波及させるため、長野結婚・出産・子育て応援サイト「チアフルながの」(以下、「チアフルながの」という。)掲載用webコンテンツを作成すること。
- ・web掲載コンテンツの形式は、チアフルながのに追加することを基本とし、動画、アニメーション、漫画、コラム等、より多くの若者に閲覧してもらえよう工夫した形式とすること。

【参考】チアフルながのURL <https://www.cheerful-nagano.com/marriage/life-design/>

(2) 作成するwebコンテンツについて

ア webコンテンツの内容

- ・作成するwebコンテンツは、若者が視聴した際に、結婚観や将来設計を具体的に考える機会及び結婚生活を含む将来への不安に応える学びの機会につながる内容とすること。
- ・ロールモデルは10人以上とし、選定理由等具体的に提案すること。なお、ライフデザインを考えるための具体的なロールモデルには、結婚や子育て、仕事等多角的な観点から選定し、閲覧者が自分の家族以外の多様なライフデザインに接する内容とすること。
- ・特定の考え方や価値観、ライフスタイルを押し付けることの無いよう配慮するとともに、特定の企業や商品の宣伝につながる内容にならないよう配慮すること。
- ・webコンテンツ作成に係る作業（原稿、校正、デザイン・レイアウト等）にあたっては、委託者と協議して行うこと。
- ・webコンテンツ作成にあたっては、ウェブページでの公開等を考慮し、肖像権について、出演者の了承を必ず得ること。

イ 対象者

長野県内の10代から30代とするが、他の閲覧・視聴を制限するものではない。

ウ 形式

【動画の場合】

- ・動画は20分以内にまとめること。
- ・mp4形式で納品すること。

【記事等の場合】

- ・チアフルながへの掲載が可能な形式とすること。テキストデータその他、PDFデータ等委託者と協議の上形式を決定すること。
- ・ページ数等についてはA4サイズで10ページほどとし、委託者と協議の上決定すること。
- ・DOC形式（Microsoft Office Word）により、カラー原稿で作成すること。

4 独自提案

本事業を効果的なものとするため、独自の取組を提案、実施すること。

第6 成果品

- 1 実施した大学生等向け及び若手社会人等向けセミナーの開催日程・会場、参加者数、セミナー内容、配布資料（レジュメ）、広報方法等をまとめた報告書
- 2 大学生等向けセミナーの事前調整結果をまとめた報告書
- 3 webコンテンツ作成の経過等をまとめた報告書（第6（1）と同一書式への記載も可）
- 4 大学生等向け及び若手社会人等向けセミナー参加者のアンケート集計結果（日程ごと及び全体をまとめたもの）
- 5 webコンテンツデータ（委託者と協議したうえで定めた形式による）
- 6 周知用チラシデータ（参加者募集に必要な時期に納品）
- 7 業務の実施に要した経費の内訳書
- 8 その他、成果品として認められるもの

第7 委託期間

契約日から令和8年2月27日まで

第8 スケジュール

業務実施に関する概ねのスケジュールは以下のとおり。受託者は下表及び企画提案に基づき本業務を実施すること。

時期（目安）	内容
令和7年4月～ （契約締結後）	大学生等向け及び若手社会人等向けセミナー実施準備（委託者・実施会場との打ち合わせ等）、セミナー実施
～令和8年2月下旬	成果品の納品（大学生等向け及び若手社会人等向けセミナー実施報告書、webコンテンツデータ等）
～令和8年2月27日	業務完了報告書の提出

第9 契約の変更

契約の変更については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

第10 疑義について

- 1 仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。
- 2 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

第11 その他留意事項

- 1 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- 2 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- 3 使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分に配慮し、これを行わないこと。
- 4 業務上知り得た個人の秘密は、第三者に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了後または解除後も同様とする。
- 5 成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- 6 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。
- 7 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- 8 成果物等に関する著作権は、長野県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- 9 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- 10 業務に必要な経費は受託者側で負担すること。
- 11 その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。

(別紙)

プレコンセプションケアに関するセミナーの
具体的内容について

若者が正しい知識を得た上で、妊娠・出産を含めた人生設計をすることができるよう、妊孕性や不妊予防に関する健康教育の要素がふくまれることが望まれる。

そこで、セミナーの内容を作成するにあたっては、以下の要素を踏まえること。

1 セミナーの内容について

- ・子どもを産み育てるよろこび
- ・妊娠・出産を取り巻く状況
- ・生殖のしくみと妊娠・出産に適した年齢（妊孕性）
- ・からだのチェックと健康づくり（運動、食事、睡眠等の健康管理）
- ・保健福祉制度、支援制度、相談窓口
- ・妊娠・出産を含めたライフデザイン（各ライフステージに応じた健康、更年期等）
- ・その他必要な事項

2 参考

- ・奈良県 ライフデザイン動画（中高生等若い世代向け）
<https://www.pref.nara.jp/68132.htm>